

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 第一種特定化学物質として、二・二・二―トリクロロ――（二―クロロフェニル）――（四―ク

ロロフェニル）エタノール及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）又はその塩を追加指定すること。

（第一条関係）

第二 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、PFOA又はその

塩について、耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙等を定めること。（第七条関係）

第三 技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品として、当分の間、

PFOA又はその塩について、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定めること。

（原始附則第三項関係）

第四 この政令は、令和三年十月二十二日から施行すること。（附則関係）